

白書等における「多様な居住ニーズに応じた住まいの実現」の位置づけ

白書/計画/大綱	内容
<p>まち・ひと・しごと創生総合戦略 平成26年12月27日閣議決定</p>	<p>(2) 地方への新しいひとの流れをつくる</p> <p>(ア) 地方移住の推進</p> <p>【施策の概要】</p> <p>東京都在住者の約4割、特に10代・20代男女の47%、50代男性の51%が「地方への移住を検討したい」と回答している。また、60代男女は、「退職」などをきっかけとして「二地域居住」を考える人が33%に上る。移住する上での不安・懸念としては、雇用・就労、生活の利便性のほか、移住に係る情報の提供が不十分であることも指摘されている。</p> <p>地方移住についてのワンストップ相談など支援施策を体系的・一体的に推進していくことが重要である。また、都市と農山漁村交流の推進、「お試し居住」を含む「二地域居住」の推進、住替え支援策の検討が必要である。また、退職期を控えて移住を検討する場合には、「お試し居住」等により地域のコミュニティとの交流機会を持つなどの対応を検討することも必要である。</p> <p>さらに、都会の高齢者が地方に移り住み、健康状態に応じた継続的なケア環境の下で、自立した社会生活を送ることができるような地域共同体(「日本版CCRC」)について検討を進める。</p> <p>◎ (2)-(ア)-② 地方居住の本格推進(都市農村交流、「お試し居住」を含む「二地域居住」の本格支援、住み替え支援)</p> <p>「お試し居住」を含む「二地域居住」の推進については、支障となっている費用負担の軽減を図るため、個人所有の空き家や公的賃貸住宅の活用、LCCの参入促進などの取組を推進する。併せて、住み替え促進のため、中古住宅市場の流通促進等の市場環境整備に取り組む。</p> <p>また、一元的な地方居住に関する情報の提供を行うなど、総合的に地方居住を推進していく。これらの取組により、2020年までに「お試し居住」の推進等に取り組む市町村の数を倍増する。</p> <p>(4) 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する</p> <p>(ウ) 大都市圏における安心な暮らしの確保</p> <p>◎ (4)-(ウ)-② 大都市近郊の公的賃貸住宅団地の再生、福祉拠点化</p> <p>大都市近郊の住宅団地は、高度経済成長期等の人口の受け皿となったことから、急速に高齢化が進展し、高齢者世帯の増加や単身化の進行、子育て世帯等若年者の定着促進等の課題が生じている。</p> <p>これらの課題に対応するため、公的賃貸住宅団地のストック活用や建替え時の福祉施設等の併設により、団地やその周辺地域における高齢者の地域包括ケアの拠点等の形成を推進する。特に大規模団地においては、居住機能の集約化等に併せて、子育て支援施設や福祉施設等の整備を進め、団地を含めた地域の再編を進めていく。</p> <p>これらの取組を通じ、高齢者や子育て世帯等の多様な世代がいきいきと生活し活動できるよう「スマートウェルネス住宅・シティ」の展開を推進し、2020年までにUR団地(100団地程度)を医療福祉拠点化するとともに、高齢者施設、障害者施設、子育て支援施設等を併設している100戸以上の規模の公的賃貸住宅団地の割合を25%(2012年度21%)とすることを目指す。</p>

白書等における「多様な居住ニーズに応じた住まいの実現」の位置づけ

白書/計画/大綱	内容
<p>少子化社会対策白書 平成26年6月公表</p>	<p>第2部 少子化社会対策の具体的実施状況 第3章 多様なネットワークで子育て力のある地域社会へ 第2節 子どもが住まいやまちの中で安全・安心にらせるように I 子育てに適した住宅・居住環境の確保を図る 1) 融資、税制を通じた住宅の取得等の支援 良質な持家の取得を促進するため、住宅金融支援機構における証券化支援事業のフラット35Sにより、耐久性・可変性等に優れた住宅に係る金利引下げを行っている。また、住宅ローン控除等の税制措置を講じている。 2) 良質なファミリー向け賃貸住宅の供給促進 子育て世帯等を対象とする公的賃貸住宅の的確な供給や民間賃貸住宅への円滑な入居の支援等の各種施策を一体的に推進し、良質なファミリー向け賃貸住宅の供給を促進している。地域優良賃貸住宅制度では、賃貸住宅の整備等に要する費用や家賃の減額に要する費用に対し、地方公共団体が助成を行う場合、国としても支援を行っている(2012(平成24)年度末時点管理実額約17.5万戸)。都市再生機構の民間供給支援型賃貸住宅制度では、機構が整備した敷地を民間事業者にて定期借地し、民間事業者による良質なファミリー向け賃貸住宅等の建設・供給を支援している(2012年度末現在で約10,800戸)。その他、高齢者等が所有する戸建て住宅等を、広い住宅を必要とする子育て世帯等へ賃貸することを円滑化することへの支援や、子育て世帯等の入居を受け入れることとしている民間賃貸住宅の情報提供等居住支援を行っている。 3) 公的賃貸住宅ストックの有効活用等による居住の安定の確保 公営住宅においては、子育て世帯等について、入居者の選考に際し事業主体の判断により優先入居の取り扱い及び入居収入基準の緩和を行っている。都市再生機構賃貸住宅においては、子育て世帯や子育て世帯との近居を希望する支援世帯に対して、新築賃貸住宅の募集(抽選)時の当選倍率を20倍に優遇し、また、既存賃貸住宅の募集(先着順)時には、子育て等世帯と支援する親族の世帯の双方が、同一駅圏内(概ね半径2km以内)の都市再生機構賃貸住宅に近居することとなった場合、新たに入居する世帯の家賃を一定期間、割引く近居促進制度を実施している。 4) 公的賃貸住宅と子育て支援施設との一体的整備等の推進 大規模な公営住宅の建替えに際して社会福祉施設等を原則として併設することを求めるとともに、公的賃貸住宅と子育て支援施設等を一体的に整備する事業や子育て世帯等の居住の安定確保に資する先導的な取組に対し、国が直接支援を行っている。また、市街地再開発事業等において施設建築物内に保育所等を導入した場合の補助等を行っている。 5) 街なか居住等の推進 都心における職住近接により子育て世帯を支援するため、都市部や中心市街地における住宅供給を誘導・促進している。 II 安全に安心して暮らせるよう、子育てバリアフリーなどを推進する 1) 子育てバリアフリーの推進 (2) 建築物におけるバリアフリー化の推進 不特定多数の者等が利用する建築物について、一定規模以上の新築・増改築・用途変更をしようとする際に建築主に基準への適合義務を課すことにより、建築物のバリアフリー化を推進している。なお、誘導的な建築計画については所管行政庁が認定をすることができ、これにより認定を受けた一定の建築物について、助成制度等の支援措置を講じることにより、整備の促進を図っている。2012(平成24)年度までに4,966件の建築物について認定がなされている。また、「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」により、乳幼児用のいす・ベッドを設けた便所や授乳・おむつ替えのためのスペース等乳幼児連れの利用者に配慮した設計の考え方や優良な設計事例等について、建築主や設計者等に周知することでバリアフリー化を促進している。</p>

白書等における「多様な居住ニーズに応じた住まいの実現」の位置づけ

白書/計画/大綱	内容
<p>少子化対策大綱 平成27年3月20日閣議決定</p>	<p>1. 重点課題</p> <p>(2)若い年齢での結婚・出産の希望が実現できる環境を整備する。 (若年者や低所得者への経済的負担の軽減) ○若年者や低所得者への経済的負担の軽減 ・若年でも所得が低くても、結婚して子供を持ちたいという希望を実現できるよう、低所得者に配慮しつつ教育を含む子育ての経済的負担の緩和を図るとともに、低所得の子育て世帯の入居に配慮した住宅の供給を引き続き促進する。</p> <p>(3)多子世帯へ一層の配慮を行い、3人以上子供が持てる環境を整備する。 ①子育て、保育、教育、住居など様々な面での負担軽減 ○多子世帯における様々な面での負担の軽減 ・多子世帯の経済的負担の軽減のための措置について、一定の要件の下で児童手当や幼児教育・保育などについて行われている、以下の取組も含め、子育て、保育、教育、住居など様々な面での負担の軽減策の充実に取り組む。また、地方自治体において地域の実情を踏まえた取組が行われるよう、支援を行う。 ・住宅政策における多子世帯への配慮・優遇措置 公営住宅における多子世帯への配慮について、地方自治体に対する働きかけを行う。</p> <p>2. きめ細かな少子化対策の推進</p> <p>(1)結婚、妊娠・出産、子育ての各段階に応じ、一人一人を支援する。 ③子育て (多様な主体による子や孫育てに係る支援) ○祖父母等による支援 ・家族において世代間で助け合いながら子や孫を育てることができるようにするため、三世代同居・近居を希望する方がその希望を実現できるよう三世代同居・近居を支援するための優遇策等の方策を検討する。また、UR賃貸住宅による三世代同居・近居への支援を引き続き行う。 (子供が健康で、安全かつ安心に育つ環境整備) <子育てしやすい住宅の整備> ○融資、税制を通じた住宅の取得等の支援 ・子育て世帯が、子育てに適した住宅を取得し、又は子供の成長に応じ、増改築や改修をしやすいよう、融資や税制等を活用し、子育てに適したゆとりある住宅の確保を図る。 ○良質なファミリー向け賃貸住宅の供給促進 ・地域優良賃貸住宅制度や民間供給支援型賃貸住宅制度等により、子育て世帯等を対象とした優良な賃貸住宅の供給を支援する。 ○公的賃貸住宅ストックの有効活用等による居住の安定の確保 ・公的賃貸住宅において、事業主体による子育て世帯等に対する当選倍率優遇等の対応を推進する。 ○公的賃貸住宅と子育て支援施設との一体的整備等の推進 ・公的賃貸住宅・団地の建替え等に際し、子育て支援施設等との合築・併設を推進する。また、住宅団地等における子育て支援施設等の整備を推進するとともに、子育て世帯等の居住の安定確保に資する先導的取組に係る提案を募集し、その実現・普及を支援する。 ○街なか居住等の推進 ・職住近接で子育てしやすい都心居住、街なか居住を実現するため、住宅の供給や良好な住宅市街地などの環境整備を行う。</p>

白書等における「多様な居住ニーズに応じた住まいの実現」の位置づけ

白書/計画/大綱	内容
<p>子ども・若者白書 平成26年6月公表</p>	<p>第4節 子育て支援等の充実 1 子供と子育てを応援する社会の実現に向けた取組 (6) 子育て世帯の住生活の安定確保と向上促進 国土交通省は、「住生活基本法」(平18法61)、「住生活基本計画」(平成23年3月)、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」(平19法112)に基づき、子供を育成する家庭など住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定確保を図るため、子育てに適した住宅の確保の支援、小さな子供のいる世帯や多子世帯に対する公営住宅の優先入居、シックハウス対策などを推進している。</p>
<p>子ども・若者ビジョン 平成22年7月決定</p>	<p>第2 基本的な方針 2 3つの重点課題 (3) 地域における多様な担い手の育成 子ども・若者育成支援は、社会のあらゆる分野におけるすべての構成員がそれぞれの役割を果たすとともに、相互に協力しながら一体的に取り組むことが必要です。特に、地域におけるつながりの弱体化が指摘されていることから、「新しい公共」の考え方も踏まえつつ、家族や地域の機能を補完する多様な活動を支援します。また、官民の取組が行政分野ごとの縦割りとならないようネットワークの総合性を確保するとともに、子ども・若者自身のネットワークの強化も図ります。</p>
<p>男女共同参画白書 平成26年6月公表</p>	<p>第6章 男女の仕事と生活の調和 第2節 多様なライフスタイルに対応した子育てや介護の支援 1 全ての子育て家庭に向けた子育て支援策の充実 国土交通省では、引き続き良質なファミリー向け賃貸住宅の供給を促進するとともに、持家の取得の支援を行う。また、公的賃貸住宅等における保育所等の子育て支援施設の一体的整備や、子育て世帯の居住の安定確保を図る民間事業者等による先導的な取組を支援するほか、地方公共団体においても、地域の実情を踏まえ、子育て世帯に対し当選倍率を優遇するなどの対応を行う。さらに、職住近接で子育てしやすい都心居住、街なか居住を実現するため、良質な住宅供給や良好な住宅市街地等の環境整備を行う。加えて、安全で安心な道路交通環境の整備として、歩道、自転車道等の設置、歩行者等を優先する道路構造の整備、無電柱化、交通安全施設等の整備を推進するほか、公共交通機関、公共施設等におけるバリアフリー化を踏まえ、ベビーカーの利用等、子育てしやすい環境づくりに向けた取組を行う。</p> <p>第9章 高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備 第1節 高齢者が安心して暮らせる環境の整備 国土交通省においては、高齢者が安心して暮らすことができる住まいを確保するため、介護・医療との連携を強化した高齢者を支援するサービス付き高齢者向け住宅の供給を促進するとともに、住宅金融支援機構の住宅融資保険制度を活用したりバースモーゲージの推進により、同住宅への住み替えを支援する。</p>
<p>第3次男女共同参画基本計画 平成22年12月17日決定</p>	<p>第5分野 男女の仕事と生活の調和 2 多様なライフスタイルに対応した子育てや介護の支援 ア 多様なライフスタイルに対応した子育てや介護の支援 ⑦ 子育てのための生活環境の整備 ・子育て世帯向けの広くゆとりある住宅の確保や、世代間が互いに助け合いながら充実した住生活を実現するための近居等を支援する。また、職住近接で子育てのしやすい都心居住や、公的賃貸住宅等と保育所等の子育て支援に資する施設の一体的整備を推進する。</p> <p>第7分野 貧困など生活上の困難に直面する男女への支援 3 安心して親子が生活できる環境づくりに関する課題 ア ひとり親家庭等に対する支援の推進 ① 子育て・生活支援策の推進 ・母子家庭、父子家庭などの居住の安定確保に向け、公的賃貸住宅を活用するとともに、民間賃貸住宅への円滑な入居を促進する。</p> <p>第8分野 高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備 1 高齢者が安心して暮らせる環境の整備 イ 高齢男女の生活自立支援 ⑤ 高齢者向け住宅等の整備 ・医療・介護との連携により、高齢者が安心して住み続けられるよう、サービス付き高齢者住宅の登録制度を創設するとともに、その供給を促進する。</p> <p>2 障害者が安心して暮らせる環境の整備 イ 障害者の自立を容易にするための環境整備 ・住宅及び公園の整備を含む障害者にやさしい住まいづくり・まちづくり、交通機関・道路交通環境の整備など障害者が自立しやすい社会基盤の整備を推進する。</p>

白書等における「多様な居住ニーズに応じた住まいの実現」の位置づけ

白書/計画/大綱	内容
<p>高齢社会白書 平成26年6月公表</p>	<p>第2節 分野別の施策の実施状況</p> <p>4 生活環境等分野に係る基本的施策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・良質な持家の取得・改善を促進するため、勤労者財産形成住宅貯蓄の普及促進等を図るとともに、独立行政法人住宅金融支援機構の証券化支援事業及び勤労者財産形成持家融資を行う。 ・「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に基づき、住宅を長期にわたり良好な状態で使用するため、その構造や設備について、一定以上の耐久性、維持管理容易性等の性能を備え、適切な維持保全が確保される「認定長期優良住宅」の普及促進を図る。 ・売買時点の中古住宅の状態を把握するための現況検査に対する消費者等の信頼の確保と円滑な普及、安心してリフォーム工事を依頼することができる市場環境の整備を図るとともに、瑕疵担保責任保険の充実などの施策を推進する。長期優良住宅化リフォーム推進事業により、既存住宅の長寿命化に資するリフォームの先進的な取り組みを支援し、既存住宅ストックの質の向上及び流通促進に向けた市場環境の形成を図る。 ・高齢者等の所有する戸建て住宅等を、広い住宅を必要とする子育て世帯等へ賃貸することを円滑化する制度により、高齢者に適した住宅への住み替え等を促進するとともに同制度を活用して住み替え先住宅を取得する費用について、住宅金融支援機構の証券化支援事業における民間住宅ローンの買取要件の緩和を行う。 <p>さらに、高齢者が住み替える先のサービス付き高齢者向け住宅に係る入居一時金及び住み替え先の住宅の建設、購入資金について、住宅融資保険制度を活用し、民間金融機関のリバースモーゲージの推進を支援する。</p> <p>さらに、高齢者世帯等のライフステージに応じた住み替えを円滑化するため、住宅資産の活用について助言する専門家の育成及び相談体制の整備を支援する。</p> <p>・住宅に困窮している低所得の高齢者等の居住の安定確保に向け、居住支援協議会等との連携や適切な管理の下で、空き家等を活用し一定の質が確保された賃貸住宅の供給促進のため、空き家等のリフォームやコンバージョンに対する支援を行う。</p> <p>・「高齢者が居住する住宅の設計に係る指針」(平成13年国土交通省告示第1301号)の普及など住宅のバリアフリー化施策を展開する。住宅金融支援機構においては、高齢者自らが行う住宅のバリアフリー改修について高齢者向け返済特例制度を適用した融資を実施する。また、証券化支援事業の枠組みを活用したフラット35Sにより、バリアフリー性能等に優れた住宅に係る金利引下げを行う。さらに、住宅融資保険制度を活用し、民間金融機関が提供する、住宅の建設又は改良等資金に係るリバースモーゲージの推進を支援する。</p> <p>また、バリアフリー構造等を有する「サービス付き高齢者向け住宅」の供給促進のため、整備費に対する補助、税制の特例措置、住宅金融支援機構の融資による支援を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共賃貸住宅においては、バリアフリー化を推進するため、原則として、新たに供給するすべての公営住宅、改良住宅及び都市再生機構賃貸住宅について、段差の解消等一定の高齢化に対応した仕様により建設する。 <p>この際、公営住宅、改良住宅の整備においては、中高層住宅におけるエレベーター設置等の高齢者向けの設計・設備によって増加する工事費について助成を行う。都市再生機構賃貸住宅においても、中高層住宅の供給においてはエレベーター設置を標準とする。</p> <p>また、老朽化した公共賃貸住宅については、計画的な建替え・改善を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「高齢者の居住の安定確保に関する法律」に基づき、都道府県において、高齢者の居住の安定確保のための計画を定めることを支援していく。また、生活支援・介護サービスが提供される高齢者向けの賃貸住宅の供給を促進し、医療・介護と連携した安心できる住まいの提供を実施していく。 <p>また、市町村の総合的な高齢者住宅施策の下、シルバーハウジング・プロジェクト事業を実施するとともに、公営住宅等においてライフサポートアドバイザー等のサービス提供の拠点となる高齢者生活相談所の整備を促進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スマートウェルネス住宅等推進事業により、高齢者等の居住の安定確保・健康維持増進に係る先導的な住まいづくりの取組に対して補助を行う。 ・高齢者等全ての人が安全・安心に生活し、社会参加できるよう、高齢者に配慮したまちづくりを総合的に推進するため、バリアフリー法に基づく基本構想の作成を市町村に働きかけるとともに、バリアフリー環境整備促進事業を実施する。 <p>高齢化の進行や人口減少等の社会構造変化や環境等に配慮したまちづくりを進めることが不可欠であるとの観点から、環境価値、社会的価値、経済的価値を新たに創造し、「誰もが暮らしたいまち」「誰もが活力あるまち」を実現するため、「環境未来都市」構想の推進を支援する。</p> <p>商店街振興組合等が行う商店街活性化の取組のうち、商店街の空き店舗を活用して、高齢者交流拠点としての機能を担うコミュニティ施設を設置・運営する事業等への支援を実施する。</p>

白書等における「多様な居住ニーズに応じた住まいの実現」の位置づけ

白書/計画/大綱	内容
<p>障害者白書 平成26年6月公表</p>	<p>第6章 日々の暮らしの基盤づくり</p> <p>第1節 生活安定のための施策</p> <p>2 在宅サービスの充実</p> <p>(2) 住居の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害のある人が地域で安心して暮らすことができるよう、単身での生活が困難な障害のある人が共同して自立した生活を営む場として、共同生活援助(グループホーム)を位置づけているところである。 ・公的賃貸住宅の整備に際して、障害のある人の生活に関連したサービスを備えた住宅を整備するため、障害者福祉施設との一体的な整備を推進するとともに、障害のある人を対象とした住まいづくり・まちづくりに関する先導的な取組についても支援している。 ・住宅市街地総合整備事業、優良建築物等整備事業、市街地再開発事業等において、デイサービスセンター、保育所等の社会福祉施設等を整備する場合、一定の条件を満たすものに対し建築主体工事費の一部を補助対象とし、障害のある人等の生活しやすい市街地環境の形成を図っている。 <p>第7章 住みよい環境の基盤づくり</p> <p>第1節 障害のある人の住みよいまちづくりと安全・安心のための施策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害のある人等の利用に配慮した住宅ストックを形成するため、「高齢者が居住する住宅の設計に係る指針」により、身体機能が低下した場合にも住み続けられるような住宅の設計上の配慮事項を示している。 ・障害のある人等が安心して快適に自立した生活を送ることのできる環境の整備を促進し、障害のある人等の居住の安定の確保を図るため、障害のある人等が居住する住宅について、一定のバリアフリー改修工事を行った場合に、所得税額や固定資産税額を軽減する特例措置を設けている。 ・既存住宅ストックを障害のある人の生活や家族の介護に配慮した住みやすいものへと改修することが可能となるよう、公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センターにおいて、高齢化対応住宅リフォーム及び介護保険における住宅改修に関するテキストを作成し、増改築相談員の研修カリキュラムに盛り込んでいる。
<p>厚生労働白書 平成26年8月公表</p>	<p>【第1部 健康長寿社会の実現に向けて ～健康・予防元年～】-第3章 健康寿命の延伸に向けた最近の取組み-コラム 地域包括ケアシステム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・我が国では、諸外国に例をみないスピードで高齢化が進行しており、団塊の世代が全て75歳以上となる2025(平成37)年には、国民の5.5人に1人が75歳以上の高齢者となることから、これまで以上に医療や介護需要の増大が見込まれている。 こうした中、介護が必要になった高齢者も、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築が喫緊の課題となっている。

白書等における「多様な居住ニーズに応じた住まいの実現」の位置づけ

白書/計画/大綱	内容
<p>国土交通白書 平成26年7月公表</p>	<p>第4章 地域活性化の推進 第2節 地域活性化を支える施策の推進 5 地域の連携・交流の促進 (3) 地方定住等の促進 地域づくり活動への参加や農業・産業体験を通じた都市住民と地域住民の相互交流等 UJIターン や 地方定住 に関する事業を実施している市町村の情報について、国土交通省ホームページで情報発信を行っている。また、二地域居住 等に関する国や地方公共団体の支援策や取組みについても同様に情報発信を行っている。 さらに、多岐にわたる地域の課題に対応するため、社会資本整備総合交付金による地方公共団体の空き家住宅及び空き建築物の活用等への支援、住み替え・二地域居住 に関する地方公共団体等の施策情報や全国の空き家バンク等の情報提供等を行っている。</p> <p>第5章 心地よい生活空間の創生 第1節 豊かな住生活の実現 1 住生活の安定の確保及び向上の促進 (3) 多様な居住ニーズが適切に実現される住宅市場の環境整備 ② 将来にわたり活用される良質なストックの形成 (ウ) 木造住宅の振興 国民の約8割が木造住宅を志向するなど、国民の 木造住宅に対するニーズ を踏まえ、良質な木造住宅ストックの形成を図るため、地域材等資材供給から設計・施工に至るまでの関連事業者からなるグループによる、木造の長期優良住宅の建設に対する支援 を行っているほか、木造住宅の建設等に係る人材育成に対する支援 を行っている。 (4) 住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定の確保 ① 公的賃貸住宅等の供給 住宅に困窮する低額所得者に対し地方公共団体が供給する 公営住宅を的確に供給すると共に、各地域における居住の安定に特に配慮が必要な高齢者等の世帯を対象とした良質な賃貸住宅の供給を促進するため、公営住宅を補完する制度として地域優良賃貸住宅制度を位置付け、公的賃貸住宅等の整備等や家賃の減額に要する費用に対する助成 を行っている。 また、解雇等により住居の退去を余儀なくされる者に対する 住宅セーフティネット を確保するため、全国のハローワークと連携の下、離職者が利用可能な公営住宅や(独)都市再生機構賃貸住宅等の関連情報の一元的提供を行うワンストップサービスの推進や社会資本整備総合交付金を活用した家賃助成等の取組みの推進等、離職者の居住安定確保に向けた対策を講じている。 ② 民間賃貸住宅の活用 民間賃貸住宅のセーフティネット機能の向上を図る観点から、地方公共団体、不動産関係団体、居住支援団体等により構成される 居住支援協議会 を通じ、高齢者、障害者、外国人、子育て世帯等が民間賃貸住宅へ円滑に入居することができるようにするため、住宅の情報提供等の居住支援 を行うこととしている。</p>

白書等における「多様な居住ニーズに応じた住まいの実現」の位置づけ

白書/計画/大綱	内容
<p>国土交通白書 平成26年7月公表</p>	<p>第7章 安全・安心社会の構築 第1節 ユニバーサル社会の実現 1 ユニバーサルデザインの考え方を踏まえたバリアフリー化の実現 (2) 居住・生活環境のバリアフリー化 ① 住宅・建築物のバリアフリー化 高齢者、障害者(等)が地域の中で安全・安心で快適な住生活を営むことができるよう、一定のバリアフリー性を満たした住宅を取得する際の(独)住宅金融支援機構のフラット35Sにおける融資金利の引き下げ、バリアフリー改修工事に対する支援等によって住宅のバリアフリー化を促進しているほか、公営住宅や都市再生機構賃貸住宅については、バリアフリー化を標準仕様とするともに、民間事業者等によるサービス付き高齢者向け住宅の整備に対する支援等を実施している。</p> <p>また、不特定多数の者や主に高齢者、障害者等が利用する建築物で、一定規模以上のものを建築する場合には、「バリアフリー法」に基づくバリアフリー化の義務付けや、所定の基準に適合した認定特定建築物に対する助成制度等の支援措置を行っている。官庁施設については、施設利用者が円滑かつ快適に利用できるよう、不特定かつ多数の者が利用する施設については「バリアフリー法」に基づく建築物移動等円滑化誘導基準に規定された整備水準を確保するなど、高度なバリアフリー化を目指した整備を推進している。その際、高齢者、障害者等の施設利用者の意見を施設整備に反映するなどの取り組みを行っている。</p> <p>2 少子化社会の子育て環境づくり (1) 仕事と育児との両立の支援 ① 子育て世帯に適した住宅確保等の支援 子育て世帯に適した住宅・居住環境を確保するため、高齢者等が有する比較的広い住宅を子育て世帯等向けの賃貸住宅として活用する住み替え制度を支援しており、これにより(一社)移住・住みかえ支援機構のマイホーム借上げ制度が推進されている。また、子育て世帯向けの賃貸住宅(地域優良賃貸住宅)の整備及び家賃低廉化や、公的賃貸住宅と子育て支援施設等との一体的整備に対して、地方公共団体を通じて支援している。</p> <p>3 高齢社会への対応 (1) 高齢者が安心して暮らせる生活環境の整備 バリアフリー化された公営住宅等の供給とライフサポートアドバイザーによる日常の生活相談、緊急対応等のサービスを併せて提供するシルバーハウジング・プロジェクトを平成24年度までに891団地(23,813戸)において実施している。 また、高齢者等居住安定化推進事業において、サービス付き高齢者向け住宅の整備や先導的な高齢者等向けの住まいづくり・まちづくりに関する取組み等を支援しているほか、公的賃貸住宅団地を地域の福祉拠点として再整備することに取り組んでいる。このほか、グループホーム等、福祉、介護等と連携した新たな住まい方に対し、公的賃貸住宅を活用した支援を行っている。</p>